

茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				現 行			
○茂原市公民館の設置及び管理に関する条例 昭和47年 5 月 1 日 茂原市条例第66号 別表（第10条） 茂原市公民館使用料				○茂原市公民館の設置及び管理に関する条例 昭和47年 5 月 1 日 茂原市条例第66号 別表（第10条） 茂原市公民館使用料			
単位：円				単位：円			
	区分	午前 8 時30分から 午後 5 時まで 1 時 間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間に つき		区分	午前 8 時30分から 午後 5 時まで 1 時 間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間に つき
中央公民館	大会議室	550	660	中央公民館	大会議室	540	640
	小会議室	270	330		小会議室	270	320
	研修室	270	330		研修室	270	320
	調理室	660	790		調理室	640	770
	講座室	440	520		講座室	430	510
	ギャラリー	440	—		ギャラリー	430	—
	冷暖房料	使用料の 3 割の額			冷暖房料	使用料の 3 割の額	
本納公民館	多目的ホール	840	1,020	本納公民館	多目的ホール	830	1,000
	会議室	330	390		会議室	320	380
	研修室	270	330		研修室	270	320
	調理室	660	790		調理室	640	770
	音楽室・プレイ ーム	610	730		音楽室・プレイ ーム	600	720
	冷暖房料	使用料の 3 割の額			冷暖房料	使用料の 3 割の額	
鶴枝公民館	大会議室	550	660	鶴枝公民館	大会議室	540	640
	小会議室	330	390		小会議室	320	380
	研修室	160	190		研修室	160	190

改正後				現 行			
	料理実習室	660	790		料理実習室	640	770
	講座室	270	330		講座室	270	320
	冷暖房料	使用料の3割の額			冷暖房料	使用料の3割の額	
備考 市外居住者が使用する場合は、この表に定める使用料の5割を加算した額とする。				備考 市外居住者が使用する場合は、この表に定める使用料の5割を加算した額とする。			